令和元年度第２回　大阪府青少年健全育成審議会特別部会　議事概要

■日　時　　令和元年６月２１日（金）午前9時45分～11時45分

■場　所　　ドーンセンター５階　大会議室２

■出席者　　角野委員、曽我部委員、園田委員（部会長）、松風委員、田尻委員（五十音順）

■内　容

事務局　ただいまから令和元年度第二回大阪府青少年健全育成審議会特別部会を開催します。

本日は特別部会の委員、7名中5名の出席をいただいておりますので、大阪府青少年育成審議会規則第五条第二項の規定により会が成立しておりますことをご報告いたします。

なお本日オブザーバーとして大阪府警本部の少年課の担当者にもご出席いただいております。

本部会は基本的には公開ですが、大阪府情報公開条例の第8条および第9条の規定に該当する情報について審議する場合には非公開とさせていただきます。

それでは次第により議事を進行してまいりたいと思います。この後の進行につきましては園田部会長の方にお願いしたいと存じます。

部会長　　資料１　「児童に対する性犯罪規定」　について説明

それでは続いて、「青少年のSNS等の利用状況について」の審議に移りたいと思います。前回の部会で、青少年の実態をアンケート等で知る必要があるとのご意見を頂戴しました。青少年課のほうで、過去にアンケートをいくつかとっており、その結果をまとめてくれましたので、事務局から説明をお願いします。

事務局　　資料２　青少年に関するアンケート結果について　を説明

部会長　子どもたちのスマートフォン等の利用状況はおそらく今後、あまり変わることはないぐらいに、頂点まで来ていると思いました。

委　員　前回気になっていたのは、子どもたちがいる位置。入り口にいる子、意識はしているけど若干距離をとっている子、全く遠くにいる子、先ほどから数％っていう数値があがっていた中に入っている子。その中で、気になっていたのは、お金のためやからとか、ＷＩＮ―ＷＩＮの関係だからとか、いわゆる子どもたちの意識や価値観です。

例えば子どもたちにどう教育していくかとか、啓発していくかとか、そういうときに、どのような手を打つのが効果的なのか。どこかにターゲット打ったような取り組みをしていかないと、漫然としていたら教育啓発だと言ってもあまり効果的ではないのかなというふうに思いました。

それと、似た法律がいっぱいあるなと。でもそれって子どもを真ん中に置いたときにいろんな状況に応じてできてきた法律で、ということは、これの裏に、それを規制しないと駄目な犯罪がいっぱいある。その中でも取り上げられるものと取り上げられないものがあって、数字では現れないような被害者がいっぱいいる。こういう事案なので泣き寝入りの子どもたちもたくさんいるのではないかと思い、ちょっと厳しいなと感じました。特に中高校生で泣いている子はいっぱいいるだろうし、それを放っていたら今後の教育においても大きな影響を及ぼします。何か手立てはないかを考えながら聞いていました。

委　員　価値観の多様化とボーダーレス化がすごく進んでおり、これは青少年だけでなく社会全体の中でそういう状況が進んでいます。最低限、青少年を守るために何を社会としてしつらえていくべきかに焦点を合わせていくのがこの条例の検討の柱だろうと思います。

前回の特別部会の中で、法律の横出し上乗せ部分をどのように条例でカバーしていくかというところで議論をして頂いたと思っております。

予防や実被害に繋がるようなものについて、いわゆる自画撮りの要求まで議論させていただいたけれども、今回の議論の中でそこの横出し部分について、もちろん法律改正が必要であることは良く理解したけれども、条例として考えたときそのあたりのところを未然防止や健全育成という観点から社会のミニマムとしての規制をどのようにしていくのかについて、議論をさせていただけたらありがたいなと思いました。

委　員　アンケートについて、２枚目問１「相談を受けたことがありますか」についてですが、期間はどのように設定されていますか。

事務局　期間については、平成２９年度の実績でお答えいただいています。

委　員　問7「解決にむけてどう対応しましたか」で、学校や家庭で事実確認し解決したのが３分の2ぐらいですが、事実確認し解決したというのはどういうことなのかをお伺いしたい。

事務局　いくつかの学校から聞いた話ですが、スマホやネットのトラブルは、学校のクラスや友達との間ものが多いそうです。ですので、当人同士を呼び出して話し合いなどで解決するケースも多いようです。

委　員　ネット上に書き込みとか投稿で問題視されているのは不特定多数への拡散、書き込んだ者がわからないことが１つ特徴としてあるけれども、実際には特定できるとか、あるいは拡散もたいしてせず、削除だけすれば大丈夫ということが多いと理解したらよろしいですか。

事務局　そういう場合が多いと聞いています。

委　員　相談の内容と解決方法から関連付けて見ると、多いのはそういうケースだと。もちろん例外的に深刻な事例もありますが。

あともう一つ注意点ですが、このＪＫビジネスの調査。このアンケートは、結局実際に働いている子どもではなくて、高校生一般に聞いたことで、完全に推測です。働いてみると誘われたらどうしますか、これも仮定の質問。このアンケートで何かを語るのはかなり難しい。この結果が独り歩きしないように注意してほしいと思います。

委　員　今、ＩＣＴ機器を使っての授業は主流になりつつあります。そんな中でスマホを使って授業するっていう学校も増えてきています。高校デビューというよりも、高校になったらスマホやタブレットを使うことが当たり前になってきているのです。

その中で当然その情報に関するモラルは授業の中では教えているけども、限界は感じています。全ての生徒に対してどこまで自分事として捉えさせることができるのかは非常に難しい。ＳＮＳを介して問題点があるんですけど、一つはお金のためという話がある。地域的な面や、貧困に関するところも影響しているのかなと思います。

高校入ったらスマホを持たせる条件として自分でスマホの料金を払いなさいという家庭も結構あります。そのために子どもたちはアルバイトをします。いろんなアルバイトがあるのですけど、オペレーターをすれば1万円もらえるというようなアルバイトもあったりして、何日間か行くと、私たち大人がびっくりするような金額を手にしているような高校生もいます。ですからそんな中から高級品を買ったり、自分が遊ぶお金をそこから出している高校生もいます。その中でいろんな犯罪に巻き込まれていく子どもはいるのかなと思っています。

学校では、ＳＮＳが拡散して大変なこともありました。そこでどう対応するかを学校で考えるんですけども、学警連携といいますか、警察の力を借りたり、法律の専門家の力を借りたりっていうことで対応していかないと子どもたちを守れないとは本当に痛感をしています。

これから、子どもたちは情報量が非常に多くて、その中に身を置いてこれから自分で生きていく、そういった時代の中でどんなふうにそれを活用してより良く生きていくのかっていうことを、どういう形で指導していけばいいのかは、現場に行っている教員が一番悩んでいるところかと思います。

委　員　アンケートの関係の質問でもう一点。「会ったことがない人とやりとりしたことはあるか、実際に会ったことあるか」の質問ですが、会ったことがない人というのはいろんな人がいると思うのですけども、例えば同じ高校生と同じ中学生や高校生というのもあると思いますし、もちろんその女子生徒が中高年の男性と会うと、不適切な出会いに繋がるようなものもあると思います。これを全部ひっくるめて、要は知らない人と会ったことない人とやりとりしたことあるかということですか。

事務局　同年代か大人かというような区別はなく、直接会ったことがある人以外で、ネット上で知り合った人と実際に会いましたかという質問です。例えば同じ趣味の同年代の人とネット上で意気投合してあって、アイドルのコンサートに行くとかそういうのも含めた数です。その内訳は特に調べていません。

部会長　ありがとうございました。今の大阪の青少年の状況が明らかになってきたところで、様々な被害事例についても見ていきたいと思います。ここからは、「捜査その他の公共の安全と秩序の維持」の活動に支障を及ぼす情報も取扱いますので、非公開とさせていただきたいと思います。（異議なし）

それではまず、前回の審議を振り返ってから、大阪地方検察庁から具体例として挙がっていた事例や、長野県が淫行に関する規定を審議した際に検討した事例等について、これらが現行法令にどう該当するのかを考えていきたいと存じます。

部会長　事例のような件ですが、「神待ち」っていうのがありますよね。あのようなケースで児童買春罪を適用したことがあったように思います。ですから、こういう事例がもし大阪であっても、法律で対応できる可能性があるでしょうね。結構適用としては、買春は広い。

委　員　刺青を見て一方的に困惑した、威迫させられたというものは、困惑状態にあることに乗じて性行為を行ったということで良いのでしょうか。

特定の困惑させる行為が必要でかつ具体的に立証しなければならないという検察官のご説明を聞きましたが、その通りだとすると、立証上の問題、被告人が否認した場合に、調書が取れないので青少年側で立証しないといけないという話も含めて、なかなかのハードルになると思いました。結果として困惑状態にあるとか、威迫、怖くなった状態にあるのであれば、それで良いということであればこれらのケースもだいたい条例で処罰できるのではないかという感想を持ちました。

部会長　立証の件は問題かもしれませんよね。また、「威迫し、欺き困惑させて」っていうことで、「困惑に乗じて」っていうのがないですよね。

委　員　「乗じて」っていうことなると、なかなか立証は難しいですね。

部会長　刺青のケースはどうでしょう。

委　員　積極的に見せるのであれば威迫ですが、特にそういう行為がなくて勝手に児童の方が見て勝手に怯えたということであると、そういう被告人の行為があるとは言えないように思うので、結論が変わってくるのかなと思いました。

委　員　前回の検察の方が仰っていたその後半部分。大人が性的満足をするために、会うとか、何らかの理由をつけて子どもたちとの接触を図ることについて、規制はできないのか言われたような気がするのですけれども、それぞれの事例でそういうところが見え隠れしていながら追及ができていないことに非常にもどかしさを感じます。

部会長　議論の一つの焦点はそこです。専ら性欲を満たす目的という要件ですけれども、その言葉自体は非常に曖昧です。問題は、刑罰を科す規定ですので、可能な限り客観的な行為があって、明確に輪郭付けることが必要ではないかと刑法学者とかは悩む。だから最高裁の昭和60年の判決にしても、その部分については結構批判が多い。罰則かける場合は、客観的な行為が必要。専ら性欲を満たすためだけというのは、行為者の主観ですもんね。その辺が罰則規定を設ける場合の難しい点です。

委　員　大阪府条例の２号は、最高裁でいうと両方あわせたような形になっていて、最高裁は２つ類型をあげて、AまたはBと。大阪府条例はAかつBという形で絞っている、専ら性的欲望を満たす目的でという最高裁の２番目の類型は大阪府条例には入っていない。

委　員　先ほど勉強させていただいた各都道府県条例の歴史を振りかえると、法律で規制はされていないけれども青少年を守るために必要であるというところで、まずは条例で規制したというところから始まっていって、それがポルノの規制法だったり児童買春の規制法だったりに影響を与えているとすれば、非常に難しいけれども一歩踏み込んだ、条例として、先駆的といいますか、次の法律の改正に影響を与えるようなものとしてあってもいいのではないかと個人的に思うのですけれど。

部会長　ただそこで難しいのは、そういう客観的な行為が一切ないのに、単に行為者が自己の性欲を満足させるためとしか扱っていない性行為という形で、条文を作れるかどうか。そこが難しいところで、客観的な手がかりみたいなものが刑罰法規の場合にはどうしても必要。だから条例で把握とか欺きとか、困惑させるというのは行為があってそういう状態になってそれに乗じてっていうそのきっかけです。

例えば客観的には全く何もそういう行為はなくて普通の男女の性行為にまでいくプロセスであると。しかし行為者は相手の事はもっぱら自己の性欲を満たすためだけにしか思っていない場合はいっぱいある。そういうのはみんな犯罪になるのかということなのです。限定をどうするかが難しい。

あと、若い人はナンパして、1回限りの付き合いみたいな感じで次から次へと相手を変えていくっていうのはよくあるが、この行為も結局は、相手のことを自己の性欲を満足させるための対象としてしか扱っていないということになるのでしょうかね。

委　員　様々な事例を見てみますと、そういう偶発的な付き合いというよりは、子どもの側からすると何らかの利益を求めて出かけていっている。要するに何らかの利益を想定させるようなものを提供しているかということと、もう一つは、年齢をどのように考えるか。未成年というその判断能力の欠如を利用しているところをどのように考えるか。

部会長　何らかの利益を提供しているという場合は、買春の可能性も出てきます。問題はそういうのが一切なくて、例えばセックスフレンドみたいな感じで、相手をどんどん次から次へと変えていくような場合も入るかどうかですね。

ここで結論はなかなかで出にくいと思います。法律的な議論が必要なので、まずは法的観点について法律家委員として曽我部先生と八山先生と3人で専門家として詰めて議論をして、結果を次回の部会で提案したいと思いますが、いかがでしょうか。（異議なし）

それでは、以上で本日の議事を終了します。進行を事務局にお返しします。

事務局　ありがとうございました。これをもちまして大阪府青少年育成審議会第2回特別部会を終了します。